

横浜市蒔田コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成29年7月19日			
団体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会		
代表者名	理事長 大津 幸雄	設立年月日	平成22年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設10階		
電話番号	045-243-8411	FAX 番号	045-232-9669
沿革	<p>◎ 平成 7年4月 南区区民利用施設協会設立 南(老人福祉センター併設)・大岡・永田地区センター、六ツ川台コミュニティハウス、六ツ川スポーツ会館及び永田みなみ台公園こどもログハウスの管理運営を開始。</p> <p>◎ 平成22年6月 特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会を設立。</p> <p>◎ 平成23年4月 南区区民利用施設協会から事業を継承し、南・大岡・中村地区センター、睦・浦舟・六ツ川一丁目・蒔田コミュニティハウス、六ツ川スポーツ会館及び永田みなみ台公園こどもログハウスの指定管理並びに六ツ川台及び永田台コミュニティハウスの管理運営を開始。</p> <p>◎ 平成24年3月 別所コミュニティハウスの指定管理を開始。</p> <p>◎ 平成25年4月 蒔田コミュニティハウスの第二期指定管理を開始。</p> <p>◎ 平成27年4月 中村地区センター、浦舟コミュニティハウスの第三期指定管理を開始。</p> <p>◎ 平成28年4月 南・大岡地区センター、睦・六ツ川一丁目・別所コミュニティハウス、六ツ川スポーツ会館及び永田みなみ台公園こどもログハウスの第三期指定管理を開始。</p>		
業務内容	<p>みなみ区民利用施設協会は、平成22年6月1日に、それまでの任意団体である南区区民利用施設協会から特定非営利活動法人という法人格を取得し、新たな団体として設立されました。</p> <p>設立の目的は、『不特定多数の市民に対して、主として市民利用施設の管理運営に関する事業を行い、その事業を通じて地域交流、まちづくり等の支援を行い、公益の増進に寄与すること』としています。</p> <p>この目的を達成するために、市民利用施設の管理運営や地域交流支援を通じたまちづくり等の推進を図る事業(定款第4条、第5条)を行います。具体的には、次の業務に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民利用施設の管理運営</li> <li>2. 学術・文化・芸術・スポーツ・健康づくり・生涯学習等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施</li> <li>3. 区民の自主的な活動の支援(助言、情報提供、広報活動、調整など)</li> <li>4. 高齢者支援や子育て支援及び青少年の健全育成に係る事業</li> <li>5. 自主事業を通じた地域コミュニティの醸成に関する事業</li> <li>6. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業</li> </ol> <p>以上の業務を多様化する社会環境の中で円滑かつ安定的に実施する上では、これまでに蓄積した経験や知識を活かし、利用者サービス向上に徹したマネジメントが大切と考えています。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所 属	みなみ区民利用施設協会事務局
	電 話	FAX	045-232-9669
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における蒔田コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

みなみ区民利用施設協会は、旧南区区民利用施設協会の活動から通算して23年目を迎え、区内12の市民利用施設の管理運営を行っています。活動目的は、地区センター等市民利用施設の運営管理及び地域交流支援やまちづくり等の支援に関する事業を行うことにより公益の増進に寄与することとしており、次の経営方針のもとに運営しております。

**【経営方針】**

- 1 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」など、**また利用したくなる施設**を目指します。
- 2 地域住民の自主的な活動を支援し、**地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成**を図ります。
- 3 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、**利用者の拡大**につなげます。
- 4 自ら考え、話し合い、無駄なエネルギー消費を減らすなど**環境に配慮した施設運営**を心掛けます。

主要業務としては、市民利用施設の管理運営業務を行っています。市民利用施設は、地域住民が生活環境の向上のために自主的に活動し相互交流を図る場とすることが設置目的とされていますので、その目的達成のために、利用者の皆さんに「おもてなしの心」で接し、安全・安心で快適に利用していただき、利用者に満足される施設とすることが協会の果たす役割と考えております。

当協会では、地区センターやコミュニティハウス等複数の施設を管理しておりますが、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、老人クラブ及び子育て支援団体等との連携による事業を実施することによって、地域の連帯意識の形成を図り、地域の課題を地域の人たちで解決する「みなみの地域力向上」が期待できます。

また運営の面においても、各管理施設で見出した課題や成果あるいは利用者からの意見・要望などの貴重な情報交換が容易に図れ、利用者のサービス向上に迅速に対応できるという効果もあります。

さらに、職員の増員を要する事業の実施に際しても、施設間で補完することにより多様な事業の展開が可能となっています。このような利点があることが協会による管理運営の特色と言えます。

**イ 応募団体の業務における蒔田コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ**

蒔田コミュニティハウスの指定管理も10年目を迎え、25年度以降利用者数は着実に増えてきております。利用者に親しまれる地域に根付いた施設となり、利用者一人ひとりとの信頼性も築かれております。

蒔田コミュニティハウスの指定管理業務は、当協会が市民利用施設の管理運営や地域交流支援など「まちづくりの推進を図る活動」によって、蒔田地区における地域貢献を果たすうえで、重要な業務と考えます。

当施設は、「居心地の良い憩いの場所」として、18の自治会・町内会が加入している蒔田連合町内会の皆さんをはじめ多くの方々に愛され、利用されています。また、地域における重要な活動拠点として活用されるよう、引き続き地域の皆さまのニーズを反映した運営をしてまいります。

自治会・町内会の会合及び行事での施設優先利用、地域行事のチラシ掲出、地域が主催する諸行事への共催・後援など、自治会・町内会や地区社協等と連携を図ることで、地域の情報受発信の拠点となり、地域が一体となって進める「ともに生きるまちづくり」や「近所を大切にしよう」という取り組みに対しても支援してまいります。

**ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

現在管理運営している施設種別	施設数
地区センター	3施設
コミュニティハウス	7施設
老人福祉センター	1施設
スポーツ会館	1施設
こどもログハウス	1施設

※必要に応じ行を追加してください。

(2) 蒔田コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

**ア 設置目的、区政運営上の位置付け**

蒔田コミュニティハウスは、地域の方々が、レクリエーション、サークル活動などの自主的な活動を通して相互交流を深める場とする横浜市地区センター条例の設置目的に基づき、平成20年5月に設置されました。

この施設が幼児からお年寄りまでの幅広い層の市民に親しまれ、設置目的のとおり、地域活動拠点として、また地域の居場所として多くの方に利用され、様々な地域活動が展開されることにより地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成へと繋がることは、南区の「区民の皆さまとの協働のもと『あったかい』南区をつくります」という区政の基本目標達成に向けた施策に資するものであると考えます。

運営にあたっては、常に**おもてなし(ホスピタリティ)**の心をもって接遇することが重要であると考えますので、「地域に根ざし、区民に親しまれる、使いやすい」施設づくりに取り組んでまいります。

**イ 地域特性、地域ニーズ**

**地域特性**

施設の周辺には、古くからの商店も多く、人情味あふれる下町気質が残っています。

その町並みは、大岡川の川沿いに開けた平地部と丘の上の住宅地で構成されており、古くからの居住者が多く、自治会・町内会活動を中心とした地域活動が活発で連帯意識も強い地域です。

最近では、幹線道路沿いや斜面などにマンションなど集合住宅の建設が進み、比較的若い子育て世代も増えています。

また、市営地下鉄蒔田駅や幹線道路のバス停が施設に近く、利便性が高いことなどから、地域住民だけでなく、区外や市外の方々も訪れています。

**地域ニーズ**

町内会館がない自治会・町内会や、集会所のない小規模なマンションも多く、町内会の集会、子ども会の行事や管理組合の会合に蒔田コミュニティハウスが多く利用されています。また、地下鉄の駅に近く、集合しやすく活動しやすい場所としてサークル活動や研修などで、遠隔地の方にも利用されています。

また、地域の課題解決のためには、地域の自治会・町内会、社会福祉協議会などとも、連携を深めていく必要がありますので、幅広く地域住民の生活に密着している蒔田コミュニティハウスは、それらの団体との定期的な情報交換、事業協力や共同イベントの開催などを行う身近な施設としての役割が求められています。

南区では、今年度の区政運営方針に「**減災**」、「**健康**」、「**賑わい**」、「**こども**」の4つを重点分野と位置付け、地域とともに取り組むことを目指しております。蒔田コミュニティハウスにおいても、これら重点分野をテーマとした自主事業を企画し、各種サークル活動の育成及び活動支援を行います。また、このような活動支援を通じて、自主事業の講師など地域の人材発掘と育成、地域の活性化や地域力の向上につなげ、地域のニーズに応えていきます。

**ウ 公の施設としての管理**

公の施設としての運営管理については、「**いつでも・誰でも**」、「**安全・安心**」、「**公平・公正**」に利用できる施設として地域の中で根を張り、定着することを目指します。

- ※ 地域と住民のためという意識を基本に、満足度の高い運営を目指し、あらゆる可能性を追求します。
- ※ 対応にあたっては、笑顔・親切・安全・公平をモットーに行動します。
- ※ 自主事業などを通じて、相互交流の場づくりを支援します。
- ※ 安全・安心な施設運営を推進します。
- ※ 会計経理、労務等の管理業務を協会に一元化することにより、経費の削減と効率的な運営に努めます。

☆ 蒔田コミュニティハウスの「行動規範」を定め、「スタッフの心構えについて」と併せて施設内に掲出し、職員スタッフがポケットカードにして携帯します。

(3) 組織体制  
ア 管理運営に必要な組織、人員体制

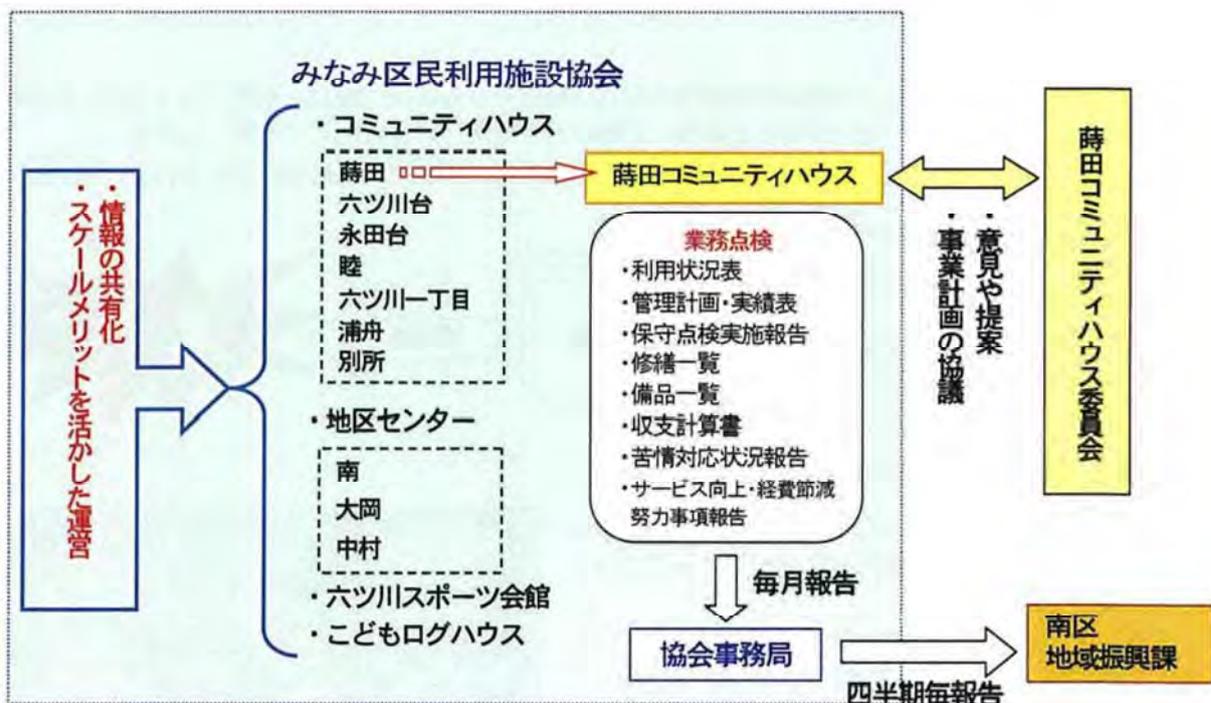
■ 組織体制

・情報の共有化

各施設の管理運営に必要な経理や労務などの事務を協会事務局に一元化し、定例的に館長会議、副館長会議やスタッフ会議を開催し、その都度課題や利用者から寄せられた意見要望に対する協議を行い、均衡を図った対応をします。

・スケールメリットを活かした運営

毎月の業務実績を事務局へ報告し、管理状況や予算執行状況を分析、総括することでスケールメリットを活かした運営を目指します。



■ 人員体制

	館 長	時給職員
人 数	1名	4名
職務内容	・ 施設管理運営の総括	・ 館長の代行・補助
勤務体制	平日 9時～17時	3交代勤務 4時間/1勤務 ・ A時間帯 (午前) 9時～13時 ・ B時間帯 (午後) 13時～17時 ・ C時間帯 (夜間) 17時～21時

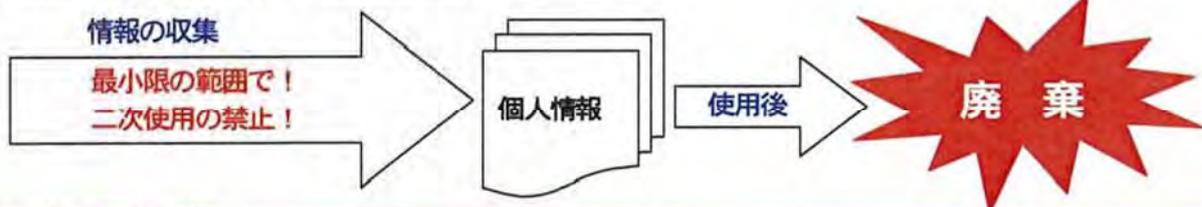
長年にわたる市民利用施設の管理運営の経験を活かし、最少人数で最大効果が生まれるような体制で臨み、人件費の削減に努めます。時給職員については地域性を考慮して区内在住又は近隣居住者を公募いたします。公募にあたっては、特に資格取得の必要はありませんが、健康で協調性や社交性が高く、なおかつボランティア精神を持つ人材を求めます。

(3) 組織体制  
イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

■ 個人情報保護等の体制

横浜市個人情報保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項に基づき、**個人情報を適切**に取り扱います。

- ① 個人情報の収集は使用目的を特定して必要最小限の範囲とし、特定した目的以外の使用はいたしません。
- ② 個人情報の収集に当たっては、その利用目的を公表するか又は本人に直接伝えます。
- ③ 個人情報の取り扱いについては、常日頃から職員全体で問題意識を持つよう適宜研修を実施するとともに、ミーティング等の機会を捉え、周知徹底していきます。例えば、新聞紙上等マスコミを通じて「個人情報の漏洩の記事」が出た場合、当該記事を職員全体に周知し、注意を喚起するよう事あるごとに問題意識を持つようにします。
- ④ サークル活動に伴う団体名や代表者などの問い合わせについては、あらかじめ各団体から了承を得た内容だけの情報提供とします。
- ⑤ 漏洩を防止するため、個人情報記載書類等の保管は施錠できる書架に限り、不要となった個人情報はその都度、書類名称・枚数・処分日等を記録簿に記録のうえ廃棄（シュレッダー処理）します。
- ⑥ 個人情報の取扱いに関して万一、苦情が寄せられたときは、即座に館長に報告するとともに事務局・地域振興課に報告し、適切かつ迅速に処理します。



■ 職員の研修計画

社会経済情勢が大きく変化し、また少子・高齢化社会を迎え区民が利用する地域施設に対するニーズはますます多種多様化しています。

こうしたニーズに適切に対応しながら利用者サービスに徹する施設運営を行うため、当協会が管理運営している各施設の事例を踏まえ作成した学習効果の高い研修資料を活用するなど、質の高い研修を目指し、下表の研修を実施し**職員意識の一層の向上**を図ります。



平成28年度全体研修

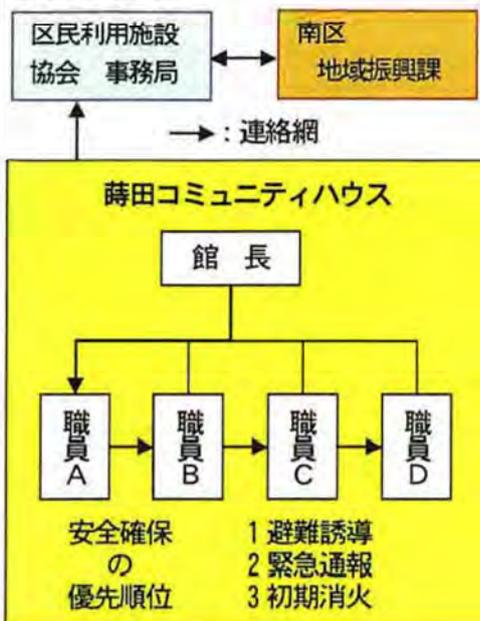
研修実施計画一覧表

	研修の種類・目的
採用時研修	新採用職員全員に対し、「経営方針」「施設の設置目的と役割」「施設に関する管理運営」「接遇対応の基本」「指定管理者制度」等を中心に採用時研修を実施します。
全体研修	協会が時給職員を中心とした全体研修を、年1回開催し、個人情報保護・接遇・人権問題等に関する意識を高めます。
専門研修	館長については、各種相談に対する調整や助言が適切に行えるよう、横浜市や関係団体が実施する研修に随時参加し、専門知識の習得に努めます。
業務研修	受付業務や図書貸出業務など日常業務のほか、AEDの取扱いや施設の維持管理業務などの研修も適宜行います。
個人情報保護研修	採用時及び年度当初に館長から全職員に対して個人情報保護に関し職場研修を行います。

(3) 組織体制  
ウ 緊急時の体制と対応計画

■ 緊急時の体制

緊急時に迅速かつ適切に行動できるよう、職員には前もって「避難誘導」・「緊急通報」・「初期消火」の諸活動を日頃から訓練しておきます。連絡網も明確にしておき、いざという時に慌てることの無いよう、機会あるごとに意識をうながします。



緊急事態が発生した場合には、すぐに館内の利用者に情報を提供するとともに、緊急連絡網を基に電話・FAX・Eメール等を駆使して、情報伝達に努めるとともに臨機応変に事態に対処します。併せて、区役所・医療機関・警察・消防との連絡体制を確保します。

館内で発生した事故には、救急医療薬品を常備し、職員全員にAED操作など救急救命の研修・消防訓練を実施して応急処置を施せるようにして利用者の安全を確保します。



■ 防犯、防災の対応について

緊急事態が発生した時は、慌てず落ち着いて且つ迅速な対応が必要です。的確な対応をするためには、日頃の心構えと緊急事態を想定した訓練が必要です。また、状況によっては臨機応変に対応し「安全」・「安心」を確保することを第一として行動できるよう備えます。

防犯、防災の体制について

- ① 消防法に基づいて策定した蒔田コミュニティハウス独自の消防計画に、自衛消防隊の編成や防火・防災管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全、被害の軽減を図ります。
- ② 施設には防火管理者を配置し、消防署の指導に基づき各設備の点検を行うとともに消防計画に基づき、利用者の安全を第一にした職員の実践的な避難訓練や防災訓練等を定期的実施します。
- ③ 盗難等の犯罪防止は利用者に注意を喚起するとともに、職員による館内の巡回を行い、また警察の協力も得ながら、犯罪の発生を未然に防止します。

具体的な防犯、防災対策

- ① 「緊急時対応マニュアル」に基づいて、日常から職員全体に防犯・防災に対する備えを周知徹底させるとともに、日タイメージトレーニングをして有事に備えます。
- ② 利用者会議の中などで、避難経路や地域防災拠点の案内をするとともに、避難時の心構えなどについて、説明します。
- ③ 蒔田コミュニティハウスが定期的に行う避難訓練や防災訓練においては、各職員の役割、各設備の点検や初動体制の確認など、実践を想定することで有事に備えます。
- ④ 大規模災害発生時には、区役所等と緊密に連携し、「帰宅困難者一時滞在施設」として対応します。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

**ア 設置理念を実現する運営内容**

「街のホット・ステーション」としての蒔田コミュニティハウスを目指し、以下の事業を展開していきます。

**地域みんなの居場所を提供**

- ・子育てサロン「さくらんぼひろば」や「あかいくつ」では、未就学児を対象に親子の居場所作りを進める子育て支援に取り組みます。また、「シニアヨガ」や「シニア体操」を開催し、健康増進や認知症予防を図り、高齢者支援も行います。これらの自主事業を充実させることで、より多くの人に施設を利用していただけるよう努めます。
- ・近隣小・中学校との情報交換を密にすることにより、休校日や下校時間を把握して状況に応じたラウンジの机・椅子の補充などで、小・中学生が楽しくすごせる放課後の居場所を確保します。さらに、小学校低学年から参加できる「小喃教室」を開催するなど、蒔田コミュニティハウスにより多くの子どもたちが関心を持てるような事業を展開します。

**ホームページの充実と活用**

- ・施設情報やイベント情報などをタイムリーに提供するとともに、自主事業参加者の活動の様子や利用者の声などを紹介します。また、地域主催の行事や地域の活動団体の紹介など地域情報発信の支援をします。さらに、利用者向けに各部屋の予約状況（空き部屋情報）を掲載するなど、利用しやすい施設を目指します。
- ・蒔田地区社会福祉協議会のホームページとも相互リンクを設け、情報の共有化を図っています。

みなみ区民利用施設協会  
ホームページ



**地域社会との連携**

- ・自治会、町内会などが定期的で開催する各種会合、イベントの会場として優先的に提供するなど、地域の活動を支援します。
- ・蒔田地区社会福祉協議会や蒔田地区民生児童委員協議会などとも連携し、地域の各種活動が活発となるように支援します。
- ・地域の会合や地域行事などにも積極的に参加し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。
- ・「街の先生」に自主事業の講師を依頼するなど、ボランティアの育成や活動支援に努めます。

**イ 利用促進策**

**広報活動の充実**

- ・ホームページや南区の各種広報媒体あるいは各自治会・町内会の掲示板を活用しながら、タイムリーな情報を発信します。
- ・自主事業等のポスターは、他の地区センターやコミュニティハウスと連携して相互に掲示するなど、広報に努めます。

**新しい利用内容の開拓**

- ・さまざまな自主事業を実施することにより、新しい活動内容のサークルの掘り起こしや、立ち上げを支援します。



(4) 施設の運営計画

ウ 利用料金の設定について (※地区センターのみ該当)

- ・利用料金設定について、各部屋、時間帯ごとの料金表と各料金設定の考え方を記述してください。  
※現状の利用料金体系を変更する場合は、その理由・必要性和設定額等の根拠を示してください。

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取組
- カ ニーズ対応費の用途について (※地区センターのみ該当)

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

日常の業務を通して、利用者とのふれあいを大切に、そのふれあいの中から利用者の生の声を肌で感じること

委員会・利用者会議等

- ・地域の有識者で構成される「横浜市蒔田コミュニティハウス委員会」や月1回開催される「利用者会議」の場で意見をいただきながら、利用者からの声を施設全体の運営へ反映させ、対応した改善結果を利用者会議で報告するとともに施設に掲示し、より良い運営につなげます。
- ・また、施設を利用したことのない方の意見や地域の生の声を直接聞くために、地域の会合などにも参加し、自主事業に関するニーズ調査なども行います。
- ・さらに、区役所と連携し、地区懇談会での提案等を運営の参考にしていきます。

利用者アンケート

- ・期間を定めてアンケート調査を実施し、アンケートの結果を公表するとともに、利用者全体の声を運営に反映させます。
- ・自主事業からのアンケートを次の事業に反映させ、利用者ニーズにあった自主事業を展開します。

ご意見箱

- ・ご意見箱を常時設置していつでも要望を受け入れ、利用者ニーズに迅速・的確に対応します。



オ 利用者サービス向上の取組

- ・利用者サービス向上の取組として、日常から得られた利用者の声を「改善の宝」と捕らえ、積極的に意見や要望等に耳を傾けます。
- ・日頃の利用者の方との何気ない会話から、利用者ニーズを的確に把握し、利用者にとっての利用しやすさとは何かという視点に立ち迅速に対応します。
- ・サービス向上に向けた改善策は、前例にとらわれることなく改善を図るとともに、積極的に公表（館内掲示やホームページへのアップ等）し、利用者の方々がすぐに検証できる環境を整備します。
- ・協会が複数管理する施設のスケールメリットを活かして、他施設の自主事業や空き室の情報提供を行います。



(例) 他施設の自主事業ポスターの掲示や南センターへの空き室照会など

## (4) 施設の運営計画

## キ 本市重要施策に対する取組

## キ 本市重要施策に対する取組

## 情報公開

横浜市は、平成12年2月に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。

これを受けて、協会においても「情報の公開に関する規程」を定めており、蒔田コミュニティハウスでは、事業計画書や事業報告書などについて、閲覧に関するお知らせを館内に掲示し、閲覧を希望する方々へ開示しています。

また、毎年行っている利用者アンケートの結果や意見・要望への回答も館内に掲示するなど、情報の公開に努めています。

## 人権尊重

横浜市が掲げる目標「一人ひとりの市民が人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現」の達成に向けて、みなみ区民利用施設協会では、職員及びスタッフの人権感覚を高めるため、定期的に全体で研修を実施しています。

加えて、蒔田コミュニティハウスでは、館長が広報よこはま「人権特集」号を用いて、スタッフへの研修を実施しています。

子供から高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが楽しく気軽に利用できる施設にします。

## 環境への配慮

横浜市では、市民の健康で文化的な生活環境の保全に向けて、事業活動や日常生活における環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めています。

これを受けて、蒔田コミュニティハウスでは、廃棄物処理に関して、横浜市のルート回収制度に参加し、分別・リサイクルを進め、燃やすごみを削減し、温室効果ガス排出量の減少に協力しています。

併せて、館内照明のLED化推進、裏紙の利用を行うとともに、利用者の方々には、冷・暖房の適正利用のお願いなどを進めています。

## 市内中小企業優先発注

横浜市は、条例を制定し、市内経済の発展や市民生活の向上を目指して、市内の中小企業の振興を図っています。

みなみ区民利用施設協会では、管理する地区センターやコミュニティハウスなどにおける物品の購入、設備の設置・補修、機器の維持管理などに関して、可能な限り市内の中小事業者に優先して発注しています。

(5) 自主事業計画

**自主事業の基本的な考え方**

横浜市蒔田コミュニティハウスは、旧蒔田会館の建て替えにより誕生した市民利用施設です。この施設は地域住民が自主的に活動して、相互に交流を深めることのできる場であり、そこで行われる自主事業は新しい地域コミュニティの醸成を目的としています。

**■ 地域の実情やニーズを反映した自主事業の実施**

施設をより多くの人に知っていただくために、各種媒体により広報活動するとともに、地域の実情やニーズを積極的に把握します。

また、南区の基本目標「区民の皆様との共同のもとで、あったかい南区を作ります。」達成の一助となるよう、主に高齢者の健康維持・増進や青少年の健やかな成長を目指した自主事業を積極的に実施します。

その実施に際しては、ニーズ等を反映し年齢・性別を問わずだれもが楽しく参加ができる多彩なメニューを提供することで、多くの人が触れ合えるよう配慮して、仲間づくりを支援します。

**■ 自主事業を通じた住民との「協働」による地域資源や人材の発掘と活躍の場の提供など、目的を持って自主事業を展開します。**

①【子育て支援】・【青少年育成】・【高齢者支援】・【世代間交流】

乳幼児を対象とした事業やボランティアによる子育て支援を実施することで、核家族の増加に伴い孤立しがちな子育て世代を応援するとともに、小学生や中学生など、従来からあまり来館しない世代を対象とした事業も行います。また、家に引きこもりがちな高齢者には外出のきっかけとなるような事業や行事を地域のボランティアと協働して企画し、取り組みます。

さらに、異なる世代の交流をコーディネートすることで地域の活性化を盛り上げます。

②【体験・生涯学習】

「蒔田コミュニティハウスに行けば、なにか楽しいことに出会えるかも・・・!」、そんなワクワク感を持ってもらえるような新鮮な事業を企画し、「利用者の方々自身が活躍できる場」・「自己の能力・経験を発揮できる場」・「初めての体験や学習の場」となれる自主事業を目指します。

③【サークル支援】・【出会いと交流】

利用者へのサークル紹介だけでなく、新たにサークルへと発展していくような自主事業を企画して、地域の仲間づくりを支援します。自主事業講師などボランティアの発掘・養成にも力を注ぎ、それぞれの活動意欲が向上するような育ち合いを進めます。そして、身に付けた能力を発揮できるような自主事業を企画して、活躍の場を提供します。

④【健康と生きがい】

楽しみながら体を動かすことで健康増進と老化の防止を図り、仲間づくりや生きがいづくりを応援します。

**■ 地域ネットワークの構築とその広がりを目指した自主事業**

一人暮らしの高齢者世帯などへの見守りやサポートといった視点からも、地域の活動団体との協働による自主事業を展開することにより、地域ネットワークの構築と拡大に努めます。蒔田コミュニティハウスが交流の場となり、さまざまな世代が集まってネットワークの拠点となるような自主事業を推進します。

より多くの方々に自主事業へ参加して頂くためには、今まで以上にコミュニティハウスの存在を知って頂くことが重要です。

そのため、イベント情報等の広報紙への掲載はもとより、自治会・町内会などの掲示板への掲示、タウン誌への掲載、ホームページ等を通じて広く周知していきます。

(6) 施設の維持管理計画

**保守委託**

施設利用の「安全」と「安心」を確保するために、専門知識と技術の必要なセクションでは、次のとおり専門業者に委託し、法定点検や機能維持点検を行い、施設の維持保全に努めます。また、機械警備を常時実施します。

**蒔田コミュニティハウス維持管理一覧表**

消防設備点検	2回/年
エレベーター定期点検	4回/年
自動ドア定期点検	4回/年
ガスヒートポンプ点検 (空調)	1回/年
フィルター類・ダクト類等清掃 (空調)	2回/年
機械警備設備点検	1回/年
床清掃 (洗浄・ワックス・衛生陶器)	6回/年
窓ガラス清掃	2回/年

**自主管理**

- ・ 日常的な清掃は職員自身が毎日行います。
- ・ 午前・午後・夜間の時間帯に各1回以上職員が館内を巡回・確認を行って、不具合等の早期発見に努めることにより、損傷の拡大を未然に防ぎます。
- ・ 簡単な修理やテーブルの傷の補修など専門的な技術を要さない修繕は職員自らがを行い、経費縮減を図ります。

施設を適切に維持管理していくためには、その施設がどのような構造で、どのような設備が設置されているかを把握し、どのような維持保全が必要かを整理していくことが肝要です。

エレベーターや自動ドアなどは、基本的には専門業者に設備の定期点検及び保守を委託しますが、適切な保守委託を計画的に進めていくためには、施設側も設置された電気設備や機械設備の名称やその能力を把握しておく必要がありますので、「建築図面」・「電気設備図面」・「空調、衛生設備図面」等を常に手元に置き、日常の施設の巡視や軽微な点検を行います。

**修繕等**

毎日の巡視点検を重視して傷は小さなうちに、設備の不具合は軽度のうちに、的確に修繕を実施し、建物や設備の長寿命化を図ります。

委託業者による保守点検での指摘事項や日常業務の中から必要とする修繕は、「安全」を優先順位の基準として、横浜市とも協議の上で優先順位を考えながら実施します。

(7) 収支計画 (収入計画)

ア 収入計画の考え方について

イ 増収策について (※利用料金収入は、地区センターのみ該当)

**ア 収入計画の考え方について**

横浜市蒔田コミュニティハウスの収入には、自主事業収入と雑収入 (コピー・自販機等) があります。

**自主事業収入**

自主事業収入は自主事業の参加費ですが、参加費は材料費及び資料代に充てるものです。収益を目的とせず適正な参加料金を設定しますので、すべて参加者に還元されます。

自主事業は参加者負担を極力低くし、ニーズに合った講座を幅広く企画することで、より多くの人が参加できるように企画していきます。

**雑収入 (コピー・自販売機等)**

・コピーサービス

利用者のニーズに応じたサービス対応であり増収を計画はしませんが、今後、カラーコピー機やカラーリソグラフ (印刷機) の導入など、利用者の視点に立ったサービスを提供します。

・清涼飲料自動販売機

清涼飲料自動販売機収入は、全額を施設の収入に充てるのが基本ですが、真の設置目的はやはり利用者サービスにあり、利用者からの販売商品の要望などを取り入れながら運営していきます。

・ルート回収古紙収入

ごみの減量化を進めつつ、分別を徹底することで資源化率の向上を目指し、雑収入増に繋がります。



(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

ウ 支出計画の考え方について

予算の範囲内での適正な支出計画を推進します。

人件費

- ・当協会が複数の施設を統括して管理運営することのスケールメリットを徹底して追及することにより、支出の削減・縮減化を図ります。
- ・効率的・効果的に業務を推進することによって、職員の健康管理にも配慮し不要・不急の超過勤務をなくし、**最小の経費で最大の効果**を生み出します。

事務費

事務費については、事務の統合・合理化を基本的に進め、次のような見直しを図ります。

- ・備品や消耗品は快適な施設利用のために欠かせないものを除き、必要最低限の購入にとどめ、節約できる消耗品の探求に力を注ぎます。
- ・施設に備える備品や消耗品等は、スケールメリットを活かして**協会内でリサイクル活用**し、購入の無駄を省きます。
- ・商品情報を積極的に収集しながら安価で効率の良い購入に努めます。

管理費

- ・利用者の安全・安心のために常に施設を点検し、不具合には迅速に対応します。
- ・専門業者による修繕は、自前による修繕が避けられない必要最小限の範囲内に止める努力をしたうえで、経費の低減化を図ります。
- ・管理委託では、複数の施設を運営管理しているスケールメリットを活かし、定期清掃や自動ドア保守点検など契約の**集約化や複数年化**を図ることにより、より安価な委託契約を追求します。
- ・利用者の皆さんに不必要な照明の消灯や空調温度の設定調節などについて啓発し、理解を得ながら電気使用料の節減に努めます。
- ・また、省エネ・節電対策として対22年度10%以上かつ前年度を下回る電力使用量削減を目標に掲げ、毎月電気・ガス等の使用量・使用料金を管理し、横浜市が取り組む「**公共施設のより一層の省エネの推進**」を図り、通年の省エネ(総量削減)に取り組みます。
- ・電気料金については、電力会社の切り替えを検討して経費削減を図ります。

自主事業費

- ・経費縮減の中でも満足できる成果物を生み出すよう心掛けます。
- ・「さくらんぼひろば」をはじめ「シニアヨガ」や「シニア体操」及び「俳句教室」等、地域の「身近な講師」を発掘・育成することで、限られた予算を最大限に有効利用します。
- ・より多くの方々に蒔田コミュニティハウスを利用していただくためにも、数多くの講座を企画し、実施していきます。

単独団体名・共同事業体名	特非) みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市蒔田コミュニティハウス

## 平成30年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

## I. 指定管理料

(単位：千円)

提案額 (a)	11,952
※区指定上限額 (b)	11,965
差引 (a) - (b)	-13
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	99.9%

指定管理料=小計【イ】を記入  
※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。

## II. 平成30年度収支予算書(総括表)

## 1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
自主事業収入 [A]	297	
雑入 [B]	250	
小計 【ア】 ([A]~[B])	547	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	11,952	【ウ】 - 【ア】
小計 【イ】 ([C])	11,952	指定管理料の計
収入合計 ([ア] + 【イ])	12,499	

## 2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費 [a]	6,903	
事務費 [b]	643	
自主事業費 [c]	756	
管理費 A (光熱水費等) [d]	1,438	
管理費 B (保守管理費等) [e]	1,499	
公租公課 [f]	550	
事務経費 [g]	710	
支出合計 【ウ】 ([a]~[g])	12,499	

※金額は、消費税及び地方消費税(8%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特非) みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市蒔田コミュニティハウス

## 平成30年度収支予算書

## 1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項 目	内 容 等	金 額		
自主事業収入			ア	297	
			イ		
			ウ		
			エ		
			オ		
		小 計		[A]	297
雑入	コピー・印刷代		カ	65	
	自動販売機手数料		キ	185	
			ク		
			ケ		
			コ		
			サ		
		小 計		[B]	250
小 計 【ア】		施設運営収入計		547	[A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税(8%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特非) みなみ区民利用施設協会
施設名	蒔田コミュニティハウス

## 平成30年度収支予算書

## 2 支出の部内訳

(単位:千円)

	項目	内容等	金額	
人件費	常勤職員		ア	■
	時給スタッフ		イ	■
			ウ	
	小計		[a]	6,903 ア~ウ
事務費			[b]	643
自主事業費			[c]	756
管理費 A	電気料金		エ	813
	ガス料金		オ	465
	上下水道料金		カ	160
	小計		[d]	1,438 エ~カ
管理費 B	修繕費		キ	600
	清掃		ク	229
	消防設備		ケ	33
	機械警備		コ	111
	空調設備		サ	22
	エレベーター		シ	415
	自動ドア		ス	89
	電気保守管理点検		セ	
	非常用放送設備		ソ	
	害虫駆除		タ	
	植栽管理		チ	
	設備総合巡視点検		ツ	
	その他		テ	
			ト	
		ナ		
		ニ		
小計		[e]	1,499 キ~ニ	
公租公課			[f]	550
事務経費	労務、経理、契約、職員研修など		[g]	710
小計【ウ】	施設管理運営経費計			12,499 [a]~[g]

※金額は、消費税及び地方消費税(8%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。